

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う肥料取締法に基づく各種手続の弾力的運用について

	国	愛知県
普通肥料の登録・仮登録申請	通常どおり	同左
指定配合肥料の事業開始届	通常どおり	同左
普通肥料の登録の有効期間の更新申請	<ul style="list-style-type: none"> ●有効期間満了の<u>180日前</u>から受付開始 ●代表者印や収入印紙の購入が困難な場合、 ①本来の期限（有効期間30日前）までに<u>押印及び収入印紙を省略した申請書の提出し</u>、 ②新たな有効期間が開始する<u>5営業日前までに押印及び収入印紙の貼付が行われた申請書を提出する</u>、 ことで手続可能。	同左
登録事項の変更届出	後日速やかに押印された申請書・届出書が提出されることを前提として、 <u>押印を省略した申請書・届出書の本来の期限までの提出により手続可能。</u>	同左
相続、合併又は分割の届出及び申請		
登録又は仮登録の失効届出		
指定配合肥料の届出事項変更・廃止の届出		
販売業務に係る開始届・変更届・廃止届	—	登録事項の変更届出と同様の対応

注1) 下線部：弾力的な運用を実施する部分。

注2) 本来の期限を超過して申請書・届出書が提出された場合であっても、新型コロナウイルス感染症の影響を十分に考慮し、柔軟に取り扱うこととする。